

会計検査院法の一部を改正する法律案要綱

第一 会計検査院による告発

一 会計検査院が検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めたとときについて、会計検査院が検察庁に通告する制度に代えて、会計検査院が告発する制度を設けるものとする。

(第三十三条関係)

二 会計検査院による告発は、検査官会議で決するものとする。

(第十一条第六号の二関係)

三 検査報告には、会計検査院が告発した事項を掲記しなければならないものとする。

(第二十九条第六号の二関係)

第二 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)